

生 総 第 8 2 6 号  
令 和 3 年 6 月 1 日

関 係 各 位

大 阪 府 警 察 本 部  
生 活 安 全 総 務 課 長

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律に関する資料の送付について（依頼）

平素は、警察行政に対する御理解と御協力を賜り、お礼申し上げます。

また、今年度より運用開始するべく準備を進めてきました「ストーカー対策大阪ネットワーク」につきましては、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発出されている中、連絡会議の開催等が実施出来ない状況ではありますが、出来るだけ情報発信をさせていただきたいと考えております。

さて、本日、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第45号。以下「改正法」という。）が公布されました。つきましては、改正法の内容についての資料を送付しますので、ご活用いただきますようお願いいたします。

また、今回の法改正に際し、別添のとおり「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」がなされており、関係各位におかれましても、所管する関係機関、学校等に対して、改正法の内容を周知徹底いただきますようお願い申し上げます。

（別添資料）

- 改正法周知用資料（A4リーフレット）
- ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（概要）
- 別添1改正法律案に対する附帯決議（参議院）
- 別添2改正法律案に対する附帯決議（衆議院）

**【問合せ先】**

大阪府警察本部生活安全部  
生活安全総務課人身安全対策室  
情報係 北川、神田  
TEL 06-6943-1234（内線30331）  
FAX 06-6944-8208